



## 盛岡市プレスリリース

～みどり、にぎわい、なつかしさ 私のみち盛岡をみがこう～

令和5年12月13日

都市整備部  
都市計画課

市政記者クラブ加盟社 各位

# 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域 の指定に向けて ～第2回盛土等規制に関する有識者等懇話会の開催～

盛岡市は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく新たな規制区域の指定に向けて、「盛土等規制に関する有識者等懇話会」を設置しているところであり、去る令和5年10月25日に開催しました第1回懇話会に引き続き、第2回懇話会を開催します。

今回、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を定めるに当たり、その規制候補区域（案）について協議を行いますので、お知らせいたします。

### 記

【日 時】 令和5年12月21日（木） 午後2時から午後3時まで

【場 所】 市役所都南分庁舎4階 大会議室（盛岡市津志田14地割37番地2）

【議題等】  
・規制候補区域（案）について  
・規制候補区域（案）の周知方法等について

【出席者】 盛土等規制に関する有識者等懇話会委員8名  
（学識経験者1名、有識者2名、関係行政機関5名）  
事務局：都市整備部都市計画課

【主 催】 盛岡市

【添付資料】 別紙（盛岡市における盛土規制法の規制候補区域（案）について）

### 【問い合わせ先】

盛岡市都市整備部都市計画課宅地開発係

担当：齋藤 剛、澤舘 英樹

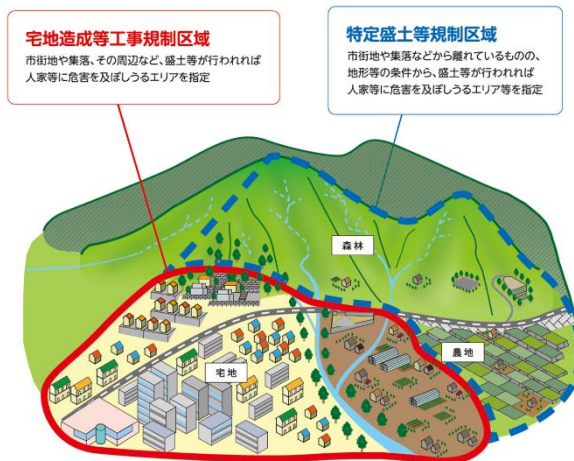
TEL：019-601-2117（直通）

## 盛岡市における盛土規制法の規制候補区域（案）について

盛土規制法に基づく規制区域の指定に当たっては、国から、区域指定及び基礎調査等の実施の基本的考え方を整理した基本方針、また、規制区域の指定に当たって必要な基礎調査の実施の考え方及び手順を整理した「基礎調査実施要領（規制区域指定編）」、基礎調査実施要領を具体的な調査方法を交えて詳細に解説した「基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説」が示されていることから、これらの実施要領等に基づき、規制区域の候補区域を設定します。

前回の本懇話会（10月25日開催）では、規制区域の設定に係る市の考え方について、次の手順の途中まで意見等を聴きました。

今回は、引き続き「境界の設定、精査」の考え方を説明し、盛岡市における「規制候補区域（案）」について意見等を伺うものです。



出典：盛土規制法パンフレット

### <規制候補区域（案）の設定手順：盛岡市>

#### 宅地造成等工事規制区域

宅造① 都市計画区域を抽出

宅造② 集落の区域を抽出

- ・ 人家を抽出
- ・ 集落の判定（人家戸数および距離）
- ・ 集落に含むバッファ（余地）の決定

宅造③ 集落の区域の隣接区域を抽出

- ・ 1/10（約5.7°）の傾斜図を判定に使用
- ・ 隣接区域のバッファを傾斜により判定

#### 特定盛土等規制区域

特盛① 保全対象の区域を抽出

- ・ 集落以外の建物、道路、農地、鉄道、河川、公園、レジャー施設を抽出
- ・ 対象とする道路種別を決定

特盛② 上記の隣接区域を抽出

- ・ 1/10（約5.7°）の傾斜図を判定に使用
- ・ 隣接区域のバッファを傾斜により判定

特盛③ 流出した土砂が土石流化するおそれがある区域の抽出

- ・ 谷線を抽出
- ・ 保全対象の区域との交点を抽出し、傾斜判定
- ・ 2°以上の場合は、上流流域界を抽出

特盛④ 土砂災害発生の危険性を有する区域を抽出等 ※過去に大災害が発生した区域も確認

共通① 蓋然性のない区域の除外検討

ここまで前回の確認内容

今回の確認内容

共通② 境界の設定、精査（+現地確認）

規制候補区域